

定款補助規定
役員報酬・職員等給与、並びに退職金規定

公益社団法人日本連珠社

役員報酬等並びに費用に関する規程（事務局、総務委員会）

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益社団法人日本連珠社（以下「この法人」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）役員とは、理事及び監事をいう。

（2）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（3）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬）

第3条 この法人の役員に対する報酬は、無報酬とする。

（費用）

第4条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、別に定めた〔旅費規程〕及び〔会計処理規則〕に基づき、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成22年2月1日結束記載（平成21年度第4回理事会議決）

平成26年4月1日改訂記載（平成26年4月公益社団法人移行による定款関連部分変更）

この規則は、内閣総理大臣の新定款認可日（平成26年4月1日）から適用する。

以上 平成26年4月1日記載、この規則は法人資格移行変更年月日から施行する。

公益社団法人日本連珠社

役員・職員等退職金規定（事務局、総務委員会）

役員（定款に定める理事・監事）、及び職員（役員以外のもの）が公益社団法人日本連珠社の業務を永年に亘り遂行した場合でも、その退職金などを支給しないこととする。

以上

平成22年2月1日結束記載（平成21年度第4回理事会議決）

平成26年4月1日改訂記載（平成26年4月公益社団法人移行による定款関連部分変更）

この規則は、内閣総理大臣の新定款認可日（平成26年4月1日）から施行する。